

◆パートナーシップの宣誓により利用できる市の手続き等

令和6年4月1日時点

制度・手続きの種別	内容	問い合わせ先
住民票の続柄変更	同一世帯の場合、パートナーの住民票上の続柄を「縁故者」として登録することができます。	戸籍保険課市民係 内線 402、227、311
市営住宅	パートナーとの入居申請をすることができます。 (入居資格の要件を満たす必要があります。)	建築課住宅管理係 内線 313、293
水道の使用・休止の届出	使用者と同居しているパートナーは使用・休止の届出をすることができます。	水道部営業経営課庶務係 内線 221、396、256
犯罪被害者見舞金 (遺族見舞金)	配偶者と同様にパートナーも見舞金の支給を受けることができます。	市民活動推進課市民活動推進係 内線 234、346
両親学級	パートナーも両親学級に参加することができます。	健康推進課健康推進係 0152-43-8450 (直通)
就学援助の申請	保護者と同様にパートナーも申請することができます。	学校教育課学務係 内線 286、406、335、420

※上記の手続きは、いずれもパートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要です。

※宣誓によりパートナーの所得も算入され、保育園の入所判定や保育料、就学援助の判定に影響が出る可能性があります。

制度・手続きの詳細は担当部署へお問い合わせください。 (代表電話 0152-44-6111)